

議案第 77 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門

的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年松阪市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定による介護休暇の承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（次条第2号及び第9条第1項において「その他任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合
- (2) 第3条第1項各号に掲げる業務の期間が3年を超えることが明らかな場合

(任期の更新)

第6条 任命権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(1) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合 採用した日から5年を超えない範囲内

(2) その他任期付職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この号において同じ。）に満たない場合 採用した日から3年を超えない範囲内

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 特定任期付職員には、特定任期付職員給料表（別表第1）を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により特定任期付職員給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第8条、第9条、第9条の2、第12条から第14条まで、第17条の2及び第19条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第17条の3第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「退職手当」とあるのは「退職手当並びに松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年松阪市条例第号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

(一般任期付職員及びその他任期付職員の給与の特例)

第9条 一般任期付職員及びその他任期付職員（以下この条及び次条において「一般

任期付職員等」という。)には、任期付職員給料表(別表第2)を適用する。

2 一般任期付職員等の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき任期付職員給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める。

3 任命権者は、一般任期付職員等の職務の級を、規則で定める基準に従い決定する。
(一般任期付職員等の給与条例の適用除外等)

第10条 給与条例第3条及び第5条の規定は、一般任期付職員等には適用しない。

2 一般任期付職員等に対する給与条例第18条第5項の規定の適用については、同項中「行政職給料表(1)の適用を受ける職員で規則で定める者並びに同表以外の各給料表」とあるのは、「行政職給料表(1)の適用を受ける職員で規則で定める者、同表以外の各給料表並びに松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年松阪市条例第 号)第9条第1項に規定する任期付職員給料表」とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第11条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第9条第3項の規定により決定された職務の級の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第12条 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号、第12条第3項、第20条の2並びに第21条の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年松阪市条例第 号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第12条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第20条の2中「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第21条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による採用に関しての必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(松阪市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 3 松阪市職員退職手当支給条例(平成 17 年松阪市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 25 年松阪市条例第 号)第 4 条」に改める。

別表第 1 (第 7 条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額 (円)
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

別表第 2 (第 9 条関係)

任期付職員給料表

号給	給料月額 (円)
1	185,800
2	213,400
3	257,600
4	277,800
5	293,200
6	319,100
7	361,600
8	395,400